

国民健康保険システム標準化検討会

第3回合同WT議事概要

【日時】令和7年11月10日（月） 13:30～15:00

【場所】オンライン会議（Zoom）により実施

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

高橋 恭平	北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主任
高橋 怜也	仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課 主事
亀山 剛	宇都宮市保険年金課国保税グループ 主任
寺島 勇次	宇都宮市保険年金課国保税グループ 主任
高田 萌香	宇都宮市保険年金課国保給付グループ 主事
山形 駿介	中野区区民部保険医療課 主事
夜久 平	中野区区民部保険医療課 主事
蒲生 琢仁	都城市健康部保険年金課 主事
清水 嘉寿恵	都城市健康部保険年金課 副主幹
坂元 祐介	都城市健康部保険年金課 主任主事

（構成員（ベンダ））

松本 誠也	株式会社 RKKCS 第2システム本部 保険福祉システム部門 国保グループ チーフ
渡邊 肇	株式会社 TKC 福祉情報システム開発センター センター長
小林 大士	株式会社電算 開発本部 ソリューション2部
石田 淳一	株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー エリア・アカウントビジネス事業部 次長
石井 良介	行政システム九州株式会社 国保標準化移行推進部 部長
岩田 孝一	日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部 政策・事業戦略グループ シニアプロフェッショナル
日高 健一郎	日本電子計算株式会社 開発統括部 担当課長（代理出席）
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部 住民情報サービス事業部 マネージャー

(オブザーバー)

米田 圭吾 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
統括官付参事官付参事官補佐（欠席）

津田 直彦 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
統括官付参事官付参事官補佐

池端 桃子 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
地方業務標準化エキスパート

門田 大悟 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
統括官付参事官付主査

丸尾 豊 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官

中川 瑛 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐

館野 靖史 厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐

伊藤 麻祐 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係長

久保田 裕 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係

菊地 貴文 厚生労働省保険局国民健康保険課

島添 悟亨 厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐

飯野 一浩 厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【次第】

1. 開会
2. 第3回合同ワーキングチーム
3. 事務局からの連絡事項について
4. 質疑応答
5. 閉会

【配布資料】

- ・会議次第
- ・出席者名簿一覧（第3回合同WT）
- ・【資料No.1】第3回合同ワーキングチーム
- ・【資料No.1別紙1】検討・課題事項一覧_国保
- ・【資料No.2】事務局からの連絡事項
- ・【別添①】基本設計の観点および方針について（高額介護合算支給申請簡素化）
- ・【別添②】説明会資料
- ・【別添③】標準仕様書【第1.6版】（案）
- ・【国保_令和7年度標準仕様書改訂第3回合同WT】方針等確認結果報告書

【ご意見概要】

＜資料 No. 1 P. 10 (2) 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策について 1. 外国人被保険者における収納状況の把握に係る機能＞

外国人未納対象者一覧作成について機能要件には「外国人世帯主の世帯に属する外国人被保険者」とあるが、国保では納付義務者は世帯主であり、被保険者個人の収納状況は把握しない。これは「全てが外国人の世帯主である」という解釈でよいか。（ベンダ構成員）

→納付義務者＝世帯主という前提はその通り。この機能要件は 将来的に入管庁との連携を想定した内容となっている。在留期限は個人単位のため、集計単位をどのようにするかは先般の説明会の中で示された方針で機能要件を付けている。集計単位を個人とするか世帯主とするかは、今後も調整が行われるといった状況。現行の検討状況については、国保課でお答えいただければと思う。（事務局）

現在集計単位をどうするかについては入管庁と調整中。確定次第事務局に連携させていただく。（国保課）

＜資料 No. 1 P. 11 (2) 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策について 2. 保険料（税）の前納に係る機能＞

本算定賦課計算の記載の誤りについて、機能要件の記載に誤りと思われる箇所があるため修正を希望。（ベンダ構成員）

→内容を確認の上、必要に応じて修正する。（事務局）

＜資料 No. 1 P. 12 (2) 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策について 3. 公共サービスメッシュを介した収納状況の連携に係る機能＞

「業務」の記載は『賦課』ではなく『収納』の誤りではないか。対象者として「外国人世帯主の世帯に属する外国人被保険者」とあるが、その収納状況は国保では把握できないのではないかとの疑問がある。解釈について説明をして欲しい。（ベンダ構成員）

→標準システムを例に挙げると、国保システムとして収納業務を実施している場合と、それ以外の収納を統合収滞納で収納管理している場合とで分けられる。国保システムとしては、収納状況を他の収納システムから連携した上で、賦課として収納状況を公共サービスメッシュに連携いただくことを想定し、賦課業務と表現している。ここについては、『賦課』という形での業務の定義になるとを考えている。（事務局）

＜資料 No. 1 P. 24 (7) 納入通知書（単票）の帳票レイアウトへの文言追記について＞

納入通知書の個人別の明細について、複数人がいる場合は名前がないとクレームが来るため、その他何名かを従前から表示している。当社では文字が小さいことや欄外だとプリンターの制約があるため、このページだと被保険者名の一番下の行「その他」にその他何名と大きく表示するようにしている。小さ過

ぎると目立たないといった指摘があったため、そういった表現の仕方にもう少しバリエーションがあつてもよいと思う。(ベンダ構成員)

→帳票レイアウトの記載について、ご意見を踏まえ事務局で何か表現方法はないか検討する。(事務局)

＜資料 No.1 P. 10～12 (2) 外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策について＞

P. 10 の一覧表では「外国人」という文言が使われているが、P. 11 以降では「1月1日時点に日本国内に住民登録がされていない者」という表現が使われている。別添②資料を見ると、この「1月1日時点に国内に住民登録がない者」は、外国人に限らず、帰国した日本人も対象に含まれると書かれている。意図しての記載との解釈でよいか。(ベンダ構成員)

→外国人周りの話については、3つやることが含まれているという認識。呼称の仕方ではあるが、P. 10 の機能については、市町村が外国人の収納率や収納状況を確認できる機能が必要なため、「外国人」という表現になっている。一方で前納の話については、収納のやり易さという意味でのチャンネルのパートナー追加というように考えている。国保課説明会資料（別添②資料）において、「差別的な取扱いとならないよう」という表現があったとおり、海外から転入した方については、7割軽減を簡易申告書による業務を行っているというところもあり、日本人も含めたということで、ここでは「1月1日現在において、日本国内に住民登録がされていないものが世帯主となる場合」というようになっており、「外国人及び日本人を含む」という表現がされている。

3つ目は外国の方の収納状況と紐づく2段階目の取組ということで、在留資格が関係ある入管庁で取扱うということで、ここでは「外国人」となる。(事務局)

＜資料 No.1 P. 10～12 標準オプションの記載について＞

P. 12 の公共サービスメッシュのところは、機能ごとに標準オプションの欄が書かれているが、P. 10, 11 だと、各機能に続けて標準オプションという括りで、記号ごとに区切っていないような書き方がされている。外国人の未納対策に関しては、市町村で実施可否が選択でき、市町村で実施する場合は条例を改正し、自治体の任意で前納制度の導入は実施すると別添②資料に書かれていた。この標準オプションの箱が全部繋がっているということは、条例改正をして未納対策を実施するとした市町村に関しては標準オプションは全部セットでやらなければいけないと読み取れる。外国人がいない、または少ないため条例改正もしないという市町村に関しては、全部の箱がオフの形でやらなくてもよいと読み取ったが、その辺りの読み取り方を教えていただきたい。

また、最後の公共サービスメッシュ、情報提供ネットワークシステムについて条例改正をしなかった市町村に関しては、実装必須のところはやる必要があるのかないのかも教えていただきたい。(ベンダ構成員)

→別紙2においては、各機能IDに紐づく実装区分は個々に標準オプション機能という形で規定をしている。あくまで連なっている部分の標準オプション機能という部分に関しては、この資料上の表現とな

っている。例えばP.11の#2の前納に関わる機能を対応する場合、その他全ての機能を対応する必要はないと考えている。仮算定賦課等に関しては、実施しない市町村もあるため、取捨選択の上で実装するものと考えている。ただ、標準オプション機能1機能だけでは成り立たない機能等もあるため、その組合せ等については市町村の利用実態に合わせて対応いただければと考えている。最後の公共サービスメニューを活用した収納状況の連携に関わる機能に関しては、課題にも記載のとおり、前納部分については未納対策のための機能ということで、市町村において取捨選択ができる機能というところで理解をしている。一方外国人の保険料、収納情報等の把握に関しては、すべからく各市町村から情報収集した上で、入管庁の方で対応いただくところで考えている。この点については前納の有無に関わらず、実装必須機能という形で規定が見込まれているところである。(事務局)

以上